

静岡県公立大学法人職員の給料の半減に関する細則

平成 23 年 4 月 1 日 細則 44 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、静岡県公立大学法人職員給与規程（平成 19 年規程第 2 号。以下「給与規程」という。）附則第 11 項に規定する給料の半減に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与規程附則第 11 項の規定により給料の半額を減ずることとなる場合)

第 2 条 給与規程附則第 11 項の理事長が定める場合は、同項に規定する特別休暇が次の各号に掲げる場合とする。

(1) 結核性疾患に係る療養のため引き続き勤務しない場合

(2) 静岡県公立大学法人職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成 19 年規程第 8 号。以下「勤務時間規程」という。）第 23 条第 1 項第 3 号イただし書に該当する場合

2 給与規程附則第 11 項の理事長が定める日数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる場合 365 日（閏年の日を含む場合にあっては、366 日）

(2) 前項第 2 号に掲げる場合 180 日

(勤務しない期間の範囲)

第 3 条 給与規程附則第 11 項の勤務しない期間は、勤務時間規程第 23 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる特別休暇（以下「特定私傷病休暇」という。）の日とする。

(給料の半額を減ずる日)

第 4 条 一の負傷又は疾病による特定私傷病休暇が引き続いている場合においては、当該特定私傷病休暇の開始の日から起算して 90 日（当該特定私傷病休暇が第 2 条第 2 項各号に該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める日数）の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定私傷病休暇の日（1 回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを特定私傷病休暇により勤務しなかった日に限る。以下この条において同じ。）につき、給料の半額を減じる。

2 一の負傷又は疾病による特定私傷病休暇が終了し、他の負傷又は疾病による特定私傷病休暇が引き続いている場合においては、次項から第 5 項までに規定する場合を除き、当初の特定私傷病休暇の開始の日から起算して 90 日（当該他の負傷又は疾病による特定私傷病休暇が第 2 条第 2 項各号に該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める日数）の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定私傷病休暇の日につき、給料の半額を減ずる。

3 前項の規定にかかわらず、当初の特定私傷病休暇が第2条第1項第1号に該当する場合であって、当該特定私傷病休暇に引き続く特定私傷病休暇が同項第2号に該当する場合は、当初の特定私傷病休暇の開始の日から起算して同条第2項第1号に定める日数の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続く勤務しない期間における特定私傷病休暇の日につき、給料の半額を減ずる。ただし、当初の特定私傷病休暇の開始の日から起算して同号に定める日数から180日を減じた日数を経過するまでの間に当該特定私傷病休暇に引き続く特定私傷病休暇が同条第1項第2号に該当する場合であって、勤務を欠くこととなった日から起算して180日の引き続き勤務しない期間を経過した場合にあっては、当該期間を経過した後の特定私傷病休暇の日につき、給料の半額を減ずる。

4 第2項の規定にかかわらず、当初の特定私傷病休暇が第2条第1項第1号に該当する場合であって、当該特定私傷病休暇に引き続く特定私傷病休暇が勤務時間規程第23条第1項第3号アに該当する場合は、当初の特定私傷病休暇の開始の日から起算して第2条第2項第1号に定める日数の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続く勤務しない期間における特定私傷病休暇の日につき、給料の半額を減ずる。ただし、当初の特定私傷病休暇の開始の日から起算して同号に定める日数から90日を減じた日数を経過するまでの間に当該特定私傷病休暇に引き続く特定私傷病休暇が勤務時間規程第23条第1項第3号アに該当する場合であって、勤務を欠くこととなった日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した場合にあっては、当該期間を経過した後の特定私傷病休暇の日につき、給料の半額を減ずる。

5 第2項の規定にかかわらず、当初の特定私傷病休暇が第2条第1項第2号に該当する場合であって、当該特定私傷病休暇に引き続く特定私傷病休暇が勤務時間規程第23条第1項第3号アに該当する場合は、当初の特定私傷病休暇の開始の日から起算して180日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続く勤務しない期間における特定私傷病休暇の日につき、給料の半額を減ずる。ただし、当初の特定私傷病休暇の開始の日から起算して90日を経過するまでの間に当該特定私傷病休暇に引き続く特定私傷病休暇が同号アに該当する場合であって、勤務を欠くこととなった日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した場合にあっては、当該期間を経過した後の特定私傷病休暇の日につき、給料の半額を減ずる。

6 第1項から前項までの規定の適用については、勤務時間規程第23条第4項に該当する場合は、その期間は引き続いていてのものとする。

(給料の日割計算等)

第5条 月又は給与規程第6条第1項ただし書に規定する各期間(以下「給与期間」という。)の途中において給料の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、当該給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによって計算する。

2 前項及び給与規程附則第 11 項に規定する給料額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって給料額とする。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、給料の半減に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(施行日において特別休暇により勤務しない職員の経過措置)

2 この細則の施行の前日から引き続き改正前の細則第 23 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する特別休暇により勤務しない職員については、第 4 条の規定は、適用しない。

(施行日以降に再度の特別休暇により勤務しない職員の経過措置)

3 改正後の細則第 23 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する特別休暇（以下「特定私傷病休暇」という。）により勤務しない職員が勤務時間規程第 23 条第 4 項に該当する場合については、第 4 条の規定にかかわらず、勤務時間規程附則第 3 項（平成 23 年 4 月 1 日施行）に規定するいずれか短い期間を限度として必要と認める期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定私傷病休暇の日につき、給料の半額を減ずる。